

ヤングケアラーの実態と支援

The Actual Situation and Support of Young Carer

樋川 隆

HIKAWA Takashi

概要

ヤングケアラーは、現時点では法的な定義がなく、各団体がそれぞれ定義しているのが現状である。日本ケアラー連盟は「大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」としている。国は、「年齢等にふさわしくない責任や負担が負荷され本人の成長や教育上においても影響を受けている」との問題意識から支援が必要とし、量的実態調査を実施している。国の調査及び全数調査を実施した山梨県と大阪市の調査結果から、ヤングケアラーに必要な支援と今後の行政等に必要なることを検討した結果、①ヤングケアラーの孤立の解消、②学習支援、③家事・食事支援、④レスパイトサービスの充実、⑤継続的支援を行う伴走型支援を盛り込んだ支援策を策定し、学校、市町村、関係する多機関等による重層的な支援が必要である。また、今後の法や条例の整備にあたっては、年齢ではなく家族内のケアを行っている状態像を支援する法体系にすること、ワンストップで支援に対応する部署の整備及び俯瞰的立場で支援を行う主たる担当機関と支援を行う主たる支援機関が必要であるとの結論に至った。

第一章 はじめに

ヤングケアラーには現時点で法的な定義はないが、日本ケアラー連盟のホームページには、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」とし、障害のある家族に代わり食事の支度をしている場面や幼いきょうだいの着替えを手伝う場面など、10場面のイラストともに紹介をしている。¹⁾

また、国は、2021年3月に厚生労働省と文部科学省において「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

」²⁾を立ち上げ検討を行い、その問題意識としては「ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある」としている。一方で、「家庭内のデリケートな問題に関わることで、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもある」といった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要」として、ヤングケアラーに対応する際に家族内の問題で潜在化しやすい課題があることを指摘している。同プロジェクトチームは、同年5月17日に報告書³⁾を発売し、今後取り組むべ

き施策として①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上、の3つを示している。

早期発見・把握では、子どもと長い時間接する機会の多い学校の教職員、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員などの専門職、地域における児童委員、子ども食堂など、子どもを取り巻く環境からの発見や把握、そして地方公共団体による実態調査の必要性を指摘している。また、支援策の推進では、既存の福祉サービスへの「つなぎ」を検討するとともに、重層的支援体制の整備や多機関連携の必要性とともに、ケアを必要とする家族と同居する子どもを「介護力」としないよう求めている。さらに、幼いきょうだいのケアをするヤングケアラーの存在が明らかになったことから、家事や子育て支援の必要性を指摘している。社会的認知度面では、2022年度から3年間を集中取組期間として、国民に対する広報・啓発、福祉・教育分野関係者の理解促進、当事者活動支援の3つを示している。

2018年度から国は毎年度調査研究を委託事業として実施していることから、国の調査と国以外の実施主体による量的調査を概観し、ヤングケアラー支援を検討することとした。

第二章 これまでのヤングケアラーに関する量的研究概要

2011年の北山⁴⁾が行った学級担任への調査が最初のものと思われる。北山は、予備調査を経て3つの中核市の公立中学校の教師に対し質問紙によりヤングケアラーの実態を調査している。ヤングケアラーの存在率は1.28%としており、該当者の多くが「家事」と「きょうだいの世話」を行っていた。北山は「いつ責任を果たし終えるのか見通しがつかない役割⁵⁾と表現し、ひとり親世帯に該当者が多かったとしている。

渋谷(2014)⁶⁾は、東東京都医療社会事業協会(東京MSW)の全会員859人を対象に、ヤングケアラーという言葉を知っているか、ヤングケアラーが担う内容な何か等の調査を実施した。この調査では、ヤングケアラーという言葉を知ったことがあるのは29.4%であった。また、ケア内容は、「家の中の家事」が142人中99人、次いで「きょうだいの世話」が65人、「情緒面のケア」が63人で

あった。渋谷は、調査対象が、医療ソーシャルワーカーであるため患者である保護者とは話すことができても、患者の子どものケアラーと係ることが困難であると当該調査の限界を述べている。医療ソーシャルワーカーとして患者に適切な医療サービスや福祉サービスを紹介・活用することは可能であるが、ケアラーに直接的に活用可能な制度がわが国には存在しないことを指摘しているものである。

国は、子ども・子育て支援推進調査研究事業において、2019年度からヤングケアラーに関する研究・実態調査を開始している。ヤングケアラーの実態調査では、2020年度調査において中学2年生と高校2年生を対象とした実態調査を実施し、2021年度調査において小学校6年生と大学3年生に対し無作為抽出で調査を実施している。

2020年度と2021年度調査から、家族内に世話をしている者がいる割合は、小学校6年生6.5%、中学2年生5.7%、高校2年生(全日制)4.1%、大学3年生6.2%であった。また、小学校から高校生に至るまで世話の対象としては「きょうだい」との回答が最も多く、大学生は母親(3割程度が精神疾患)と回答している。世話のためにやりたいけど出来ないことは何か問うと、「特にない」との回答が、いずれの年齢層でも最も多く、次に多かったのは、いずれの年齢層も共通で「自分の時間が取れない」で、小学生15.1%、中学生20.1%、高校生16.6%、大学生20.1%であった。

大阪市と大阪市教育委員会は、市立中学校の1~3年生の全数を対象として実態調査を行い2022年7月に報告書⁷⁾を発売している。本調査には、宮川雅充(関西学院大学)、南多恵子(京都光華女子大学)、濱島淑恵(大阪歯科大学)の各研究者が参加している。報告書では、大阪市立中学校生徒の9.1%がヤングケアラーに該当し、学年別では1年生9.8%、2年生9.7%、3年生7.9%で3年生がやや低い割合であった。設問の内容が国の調査とは違うので単純比較は困難であるが国の調査結果よりは5.7%高くなっている。ケアの対象は弟・妹が最も多く37.0%、次に祖母31.3%、祖父19.1%であった。ケアの内容は、話し相手54.9%、見守り46.5%、年下のきょうだいの世話・遊び相手36.3%、家事32.0%であった。ケアの期間

を確認すると、1年生で4年以上が38.3%、2年生で5年以上が30.1%、3年生で6年以上が22.6%であり、小学校の低学年時からケアを担っている者がいることが確認できる。また、欲しいと思うサポートや支援の設問では、勉強をサポートして欲しいが52.1%で最も多く、次いで家族や自分のことについて、一緒に考えてくれる支援16.5%、経済的支援11.1%、家事サポート11.0%であった。特にないとの回答も37.5%であった。学校、社会、周囲の人に伝えたいことの設問には、特にないが49.8%で最多であったが、家族だから当たり前のことをしているだけが28.9%、同じようなことをしている中学生と出会ってみたい15.4%、自分のしていることの価値を、周りの人に認めてほしい11.3%、家族のお世話から離れて休める時間が欲しい10.1%であった。この大阪市立中学生の調査は、全数調査であり注目すべきものである。

大阪市よりも早い段階で全数調査を実施していたのが山梨県であった。次章で報告する。

第三章 山梨県におけるヤングケアラー支援の取り組み

筆者は、山梨県が行った調査に基づき県内のヤングケアラーに対する支援策を検討する「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」(2021年度設置)の座長として、これまで「ヤングケアラー支援ガイドライン」の策定に係り、2022年度は支援計画づくりに係っている。

山梨県は、2021年に同県内の小学生6年生から高校3年生に至るまでのすべての児童・生徒を対象にヤングケアラーに関する全数調査を実施しているので、以下紹介する。

2021年7月中旬から8月20日にかけて、山梨県内の国立・公立・私立の小学校6年生(以下「小学生」)(6,487人)、国立・公立・私立中学1～3年生(以下「中学生」)(20,342人)、公立・私立高校1～3年生(以下「高校生」)(26,035人)の合計52,864人を対象にヤングケアラーに関するWEB調査を実施した。また、子どもへの支援者として、全ての小学校(171校)・中学校(88校)・高校(43校53過程)、要保護児童対策地域協議会(27市町村)、子どもの居場所運営者(子ども食堂・学習生活支援事業者 37か所)、家族の支援者とし

て地域包括支援センター職員(207人)、生活困窮者自立支援相談員(37人)、生活保護ケースワーカー(76人)、民生委員・児童委員(2,531人)、精神保健福祉士(91人)等には、WEB及び紙面にて調査を行っている。

回収率は、小学生(97.67%)、中学生(91.52%)、高校生(58.19%)、小学校(97.08%)、中学校(95.45%)、高校(過程での積算 90.57%)、市町村(100%)、子ども食堂・学習生活支援事業者(72.97%)、地域包括支援センター専門職(71.50%)、生活困窮者自立支援相談員(100%)、生活保護ワーカー(100%)、障害者相談支援専門員(73.71%)、民生委員・児童委員(89.02%)、精神保健福祉士(73.63%)であった。

(1) 主な設問と子どもたちの回答は、以下のとおりである。

①ヤングケアラーと思われる子どもたちの割合
今回の調査で「家の中に世話をしている人がいるか」との質問に対して、「いる」と回答したのは小学生368人、中学生1,517人、高校生552人の2,437人で、調査対象者の6.1%⁸⁾であった。各校種ごとに見ると、小学生は5.8%、中学生は8.1%、高校生は3.6%であり、約16人に一人の割合でヤングケアラーの子どもたちが存在するであろうことを示している。学校別では、小学6年生が5.8%(17人に一人)、中学校が8.1%(12人に一人)、高校が3.6%(27人に一人)で、中学生の割合が国の全国調査(5.7%)よりも高い結果となった。

②世話を必要としている家族は誰か⁹⁾

この設問で最も多いのは、いずれの校種でも「きょうだい」であり、全校種で780人・32.0%で、理由は「幼い」であった。校種別では、小学生が148人・40.2%で最も割合が高く、次いで中学生が33.8%、高校生が21.6%であった。「きょうだい」の次に世話の対象となるのは、祖父・祖母で全校種で19.7%、父・母が16.7%であった。

具体的な世話の内容¹⁰⁾を見ると、世話の対象が「父・母」の場合、全ての校種で「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が多く、「祖父」と「きょうだい」では、すべての校種で「見守り」が最も多かった。「祖母」の場合は、小学生では「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が最も多く、中学生・高校生では「見守り」が多い結果となった。

③家族の世話はいつから始めたのか。

小学生、中学生は「10～12歳」が最も多い（小学生：53.8%、中学生：26.0%）。高校生は「13～15歳」が20.7%で最も多くなっている。¹¹「10歳未満」との回答が、小学生29.1%、中学生17.1%、高校生6.7%となっており、小学校の低学年から家族の世話が始まっていることが窺える。文部科学省の資料¹²によると高校進学率は通信制を含め98.8%となっており、ほぼ全員が高校まで進学する現在、小学生の低学年から世話を開始したとすれば高校卒業時には10年間を経過することとなる。長い期間家族の世話をしていることで彼らは生活上の制限を何か受けているのであろうか。

④世話をしているために、やりたいけれどできていないこと¹³

この設問に対して、小学生の81.8%、中学生の66.5%、高校生の52.5%は、「特にない」と回答している。この回答が正確な彼らの意思を反映しているか否かは、正確には判断できない。この設問で「自分の時間が取れない」との回答が、小学生9.2%、中学生10.0%、高校生9.1%で最も多かった。この回答の裏付けとなると思われるのは、「世話をしている頻度」が、ほぼ毎日との回答が小学生から高校生まで約3割の回答であること、しかも、「1日当たりの世話に費やす時間」が平日、休日ともに3時間未満が約2割の者が該当していること、休日では7時間以上の者が6～7%¹⁴ある点からも、自分の時間が取れないとの回答が多いことは了解できる。

⑤自分は「ヤングケアラー」にあてはまるか。¹⁵

自らがヤングケアラーに当てはまると思うかとの質問に「あてはまる」と回答したのは、小学生と中学生が1.4%、高校生が1.6%であった。高校生の中を見ると定時制の生徒が6.6%と高い割合であった。また、小学生の87.3%、中学生の82.4%、高校生の86.7%は、「あてはまらない」と回答している。一方で、小学生の10.7%、中学生の15.1%、高校生の10.9%は「わからない」と回答している。

調査結果からは、状态的にヤングケアラーに当てはまるであろう児童・生徒も、自己認知上は、ヤングケアラーに「あてはまらない」と認識していることが明らかになった。

家族の世話をしている実態があるにもかかわらず、自己をヤングケアラーと認識していないのは、家族のこのため、その状態がことさら自分の生活上の何らかの権利を侵害されているという認識には立っていない、あるいはそんな認識に立ち得ないからではないか。

⑥ヤングケアラーの認知度¹⁶

ヤングケアラーについて「聞いたことがあり内容も知っている」との回答は、小学生の10.0%、中学生の13.4%、高校生の19.9%であった。高校生は、全日制で20.1%、通信制で25.8%が知っていると回答している。また、「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答したのは、小学生から高校生まで17%台から23%台後半であった。「聞いたことがない」との回答は、小学生から高校生まで55%から72%であった。ヤングケアラーの認知度は1割から2割程度であり、過半数がその内容を承知していない。

調査対象者の8割から9割がヤングケアラーをよく知らない状況であり、前設問の結果にある世話をを行う実態と自己認知がずれていてもやむを得ないと思える状態がある。

⑦家族の世話をしていることによる学校生活上の影響¹⁷

小・中学生は「持ち物の忘れ物が多い」「提出しなければならない書類などの提出が遅れることが多い」の回答が多く、高校生では「授業中に居眠りすることが多い」「宿題や課題ができていないことが多い」の回答が多かった。

⑧ヤングケアラーの自己認識による学校生活上の影響¹⁸

自分をヤングケアラーと認識している児童・生徒は、他の児童・生徒に比べ欠席、遅刻・早退が多く認められた。また、高校生では、部活動に参加しない生徒が、ヤングケアラーに該当しないと認識している生徒よりも6ポイントほど高いものとなっている。

⑦、⑧の設問から、家族の世話をしているもしくはヤングケアラーとの自己認識のある児童・生徒は、学校生活上の影響を受けていることが多面的にあることが確認できた。

では、学校自体はどのような認識なのか、学校の調査結果をみることにする。

(2) 支援者としての学校の回答から¹⁹⁾

国公立・私立小中学校の回答率は96.5%、公立・私立高校の回答率は90.6%であった。回答者は各学校の校長（小中学校が31%、高校は12.5%）、副校長・教頭が最も多く小中学校で約69%、高校が47.9%、高校は養護教諭の回答が25%であった。

①ヤングケアラーの概念認識²⁰⁾

ヤングケアラーの言葉を知らないとの回答はなかった。「言葉は知っているが、学校として特別な対応をしていない」との回答が各学校最も多く、小学校で61.4%、中学校で51.2%、高校で65.6%であった。また、「学校として意識して対応している」との回答は、小学校で38.0%、中学校で47.6%、高校で31.3%であった。

②ヤングケアラーの把握方法²¹⁾

アセスメントシートなどのツールがあると回答したのは、中学校5.3%のみであった。調査数が19校と少ないため、この割合を全体として考えるのはやや危険である。小学校と高校の全て、中学校の約9割が、特定のツールはないがヤングケアラーの視点をもって検討・対応しているとの回答であった。

③ヤングケアラーと思われる児童生徒の有無

ヤングケアラーが「いる」と回答したのは、小学校15.1%、中学校40.5%、高校41.7%であった。この設問を、ヤングケアラーという言葉を知っているも特別な対応をしていない学校と特別な対応をしている学校とクロスしてみると、特別な対応をしている学校の方が、対応をしていない学校よりも「いる」の回答率が概ね1割程度増加する傾向が認められた。

これは、用語の内容を知った上で具体的な対応をする学校の方が、各教員、学校組織全体がヤングケアラーに気づきやすい傾向が強いことを示すものと考えられる。

④ヤングケアラーと思われる児童・生徒の状況²²⁾

ケアの対象について確認すると、小学校から高校（全日制）に至るまで最も多いのは「幼いきょうだいの世話」であった。次に多いのが、「障がいや病気の家族に代わり家事をしている」であった。高校生のうち、定時制・通信制では全日制と違い最も多かったのが「家計を支えるために、ア

ルバイトをしている」で85.7%であった。次が「幼いきょうだいの世話」であった。高校生の全日制と定時制・通信制で明らかな違いが確認された。

⑤外部の支援につないだケースの有無

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会につないだとの回答は、小・中学校で2割、高校では1割であった。外部につながらないとの回答が小・中学校が約7割、高校では8割以上であった。つながらない理由を自由回答で求めたところ、どこにつなぐのかわからない、可能性・疑いはあるが、100%のヤングケアラーとの確証が得られていない、教員の声掛け、様子を見るなど観察をしている、家庭訪問等で家庭の様子を観察している、手伝いとみるかヤングケアラーとみるか判断が難しい、登校はできているので二者懇談や三者懇談で情報を得ている、市役所担当課と情報共有を行っている、等の回答が寄せられた。

学校内で、当該児童・生徒がヤングケアラーとしてみて良いか否かの判断に苦慮していることや具体的にどこと共有すればよいか判断に苦慮していることが記述から見えてくる。

第四章 支援策

(1) 山梨県の支援

第三章で示した山梨県内の実態調査結果を受け、県庁内に設置したヤングケアラー庁内検討会議（県民生活部、福祉保健部、子育て支援局、教育委員会）及びヤングケアラー支援ネットワーク会議において、「ヤングケアラー支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）を2021年12月に策定した。

ガイドラインでは、家庭内で親の就労や養育・扶養機能と家事・育児・介護等の家族内のケアニーズとのバランスが崩れることで、子どもが家族内の幼いきょうだいや祖父母、父母等の介護等を「担わなければならない立場」に立たされることがあり、その際に「子どもの権利条約」²³⁾が保障する権利が守れなくなっているという立場でガイドライン²⁴⁾を策定した。

①ヤングケアラー定義と尺度

ガイドラインでは、ヤングケアラーの定義を「本来大人が担うとされる家事や家族の世話など

を日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども」とした。この定義の特徴は、権利侵害があるか否かの尺度を当てはめて判断をしているところと対象年齢を満18歳の年度末までとしたことである。権利侵害の尺度を導入したのは、該当する子どもたちが満18歳に達するまで家族の世話をしたという時間軸ではなく、子ども本人にとっての権利の保障を中心的課題として対応するためである。

②ヤングケアラーの発見方法と対応

ヤングケアラーは、対象年齢から学校で教員等が気づく場合と地域の中で地域住民や市町村の担当部署により発見される場合が多いと思われる。そのため、学校と市町村をヤングケアラー支援の2つのハブとして想定している。学校では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携を取り、市町村内では庁内組織をはじめ介護関係の事業所、障害関係事業所、子ども食堂、民生委員・児童委員等と連携を取ることを想定している。また、学校と市町村の連携も当然に必要である。学校、市町村それぞれの場においてヤングケアラーに気づくために、ガイドラインにはアセスメント資料と留意点を掲載した。さらに、支援における留意点として、ヤングケアラーに接する際に、ケアを担っていること自体を否定しない、ケアを行っている状況を過度な評価をしない、子ども扱いをしない、家族システム調整の必要性等を示した。ガイドラインは、今後も必要に応じ見直すこととしている。

(2) やまなし子ども条例の制定と施行

ガイドライン策定から3か月後の2022年3月29日山梨県議会は「やまなし子ども条例」を公布した。当該条例に、ヤングケアラーに関する規定があるので紹介する。

条例は、第二条第1項で「子ども」を「おおむね18歳未満の者」としている。また、同条第4項で「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行っている子ども」としている。「やまなし子ども条例の趣旨」、いわゆる条例の解説では、対象を18歳未満としているが18歳以上の者を一律に除外する趣旨ではないとし、ヤングケアラーについては、

18歳以上であっても、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行っている者は、対象であるとしている。また、支援年齢の上限を設けることはないので、個々の環境に応じて支援を行う、と説明されている。趣旨説明としては、かなり苦しいものであると言わざるを得ない。

また、同条例の第四章には「ヤングケアラーの支援の推進」が設けられ、2条で構成されている。内容は、ヤングケアラーを発見等した際は、近隣住民や学校関係者等からの協力を得て、子どもの保護者との面会により当該子どもの生活状況を確認すること。支援者は必要な支援を行うこと。さらに、県はヤングケアラー支援の推進計画を策定することが定められている。理念的な規定と言えるが、推進計画（支援計画）は、2022年度のヤングケアラーネットワーク会議においても検討を行っている。

(3) 他の地方公共団体のヤングケアラーへの支援の動き

各地方公共団体でもヤングケアラーへの支援のための条例等の策定が認められる。

①埼玉県

最も早く都道府県レベルで条例を制定し支援計画を策定している。

「埼玉県ケアラー支援条例」として2020年3月31日に公布している。全14条からなり「ケアラー」を「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」と定義した上で、ケアラーのうち18歳未満の者をヤングケアラーとしている。また、支援の基本理念として、ケアラーが個人として尊重されること、孤立させないこと、ヤングケアラーは自立的に生きる基礎を培う時期として、適切な教育の機会確保と心身の成長・発達・自立が図られるようにするとしている。また、第9条でケアラー支援の推進計画を策定すること、広報活動、人材育成、支援体制の整備、財政措置等を定めている。

特徴は、ケアラーという年齢上限を付けない存在を定義し、ヤングケアラーを18歳未満としている点である。ケアラー全体を見通し支援対象とするのは、適切である。条例に伴い支援計画（2021

～2023年度の3年間)を策定し、第9条の内容を実現しようとしている。

②その他の地方公共団体の動き

一般財団法人地方自治研究機構は、ホームページ²⁵⁾で全国の地方公共団体のケアラーもしくはヤングケアラーに関する条例制定状況を2022年10月14日時点で一覧にしている。埼玉県を最初として、北海道栗山町、三重県名張市、岡山県総社市、茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市、栃木県那須町、北海道、埼玉県入間市、さいたま市、福島県白河市、長崎県の13地方公共団体が制定している。多くが埼玉県同様にケアラーとして捉えその中で18歳未満をヤングケアラーとして定義付けしているが、入間市はヤングケアラー支援条例として制定している。入間市は、2021年7月に市内のヤングケアラー実態調査を実施し小学生で5.7%、中学生で4.1%、高校生で4.8%存在していることを確認し条例化に至っている。また、市の「こども支援課指導相談担当」に「ヤングケアラー相談窓口」を開設している。

第五章 まとめ

現時点でヤングケアラーを規定する法律は存在しない。具体的な支援を展開するには根拠とすべき法の整備は必要不可欠である。その際に注意すべきは、家族内の「ケア」を担っている者の年齢で区切るのではなく、ケアを行う状態を支援する法律にすべきであり、各地方公共団体の条例にあるように「ケアラー支援」を考え、その中にヤングケアラーを包含する体系にすることが必要である。

濱島²⁶⁾は著書の中でヤングケアラーが行っていることと手伝いとの違いを、①ケアを要する家族がいる条件下で担っている「状況の違い」、②担っていることの「内容、量(頻度や時間)の違い」、③ケアに対する「責任の度合いの違い」、と指摘している。少子化により世帯を構成する人員数は減少し、一方で高齢化が進行していることから、家族の中でケアが必要な場合、家族への負担が多くかかり、家族としての児童・生徒がその任を担うことは容易に想像ができ、濱島の指摘は了解できるものである。

また、濱島は支援策²⁷⁾として、①ヤングケアラー

の孤立の解消(交流の場、居場所作りの重要性)、②学習支援、③ヤングケアラーのための家事・食事支援、④ヤングケアラーが休みを取れるレスパイトサービスの充実、⑤継続的支援を行う伴走型支援、が必要であるとしている。これらの支援策は、既存サービスを活用すれば対応できるものもあるが、当該サービスにどうやって「つなぐ」のかが重要な視点である。

ヤングケアラー支援は、多くの地方公共団体がこれから本格的に開始する時点にある。濱島の指摘等を参考にしながら、丁寧な広報と学校、市町村の単体での支援だけではなく、多種のサービスや人材に「つなぐ」重層的な支援体制構築とそれを担う人材育成が重要である。また、多機関による支援を行う際には、ヤングケアラーの家庭全体を俯瞰的に見ることができる主たる担当機関と直接的に支援を行う主たる支援機関を明確にすることが必要である。

子どもたちが自らの生き方を自身で決めることができる社会をどう構築していくのかは、現代社会の大きな課題である。私たちの責任は、この課題から逃げずに対応することでしか果たせない。新たな支援は、支援現場と地方公共団体がソーシャルアクションを起こし開発し、適切な社会資源の構築と対象者を「つなぐ」ことが重要である。

いまこそ、子どもの権利条約の真の批准国となることが求められている。

- 1) 日本ケアラー連盟ホームページ<https://carersjapan.com/about-carer/young-carer/>
- 2) 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト」第1回会議資料から(2021年3月17日)
- 3) 前掲2プロジェクト報告書(2021年5月17日)
- 4) 北山沙和子(2011)「家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題ーヤングケアラー実態調査からー」兵庫教育大学大学院学位論文
- 5) 前掲4 p 33
- 6) 澁谷智子(2014年)「ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識ー東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析からー」社会福祉学第54巻第4号 p p 70-81 社会福祉学会
- 7) 大阪市、大阪市教育委員会(2022年)「大阪市中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書(家庭生活と学校生活に関する調査)」
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000550/550590/4houkokusyo.pdf>
- 8) 山梨県県民生活部、山梨県福祉保健部、山梨県子育て支援局、山梨県教育委員会(2021年)「ヤングケアラーの実態に関する調査報告書」第1編第1章 p 5
なお、本調査は、全数調査を子育て支援局子ども福祉課が中心となり教育委員会各課職員の協力を経て短期間でまとめたものであり関係職員に敬意を表したい。
- 9) 前掲8 p 5②
- 10) 前掲8 p 7④
- 11) 前掲8 p 8⑥
- 12) 文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当) 付「高等学校教育の現状」(2020年3月) から
- 13) 前掲8 p 9⑨
- 14) 前掲8 p 8⑦、⑧
- 15) 前掲8 p 12①
- 16) 前掲8 p 12②
- 17) 前掲8 p 15②
- 18) 前掲8 p 19①
- 19) 山梨県教育委員会、山梨県県民生活部(2021年)「ヤングケアラーの実態に関する調査報告書1ー1 山梨県小学校・中学校・高等学校篇」
1-1-1
- 20) 前掲19 1-1-8
- 21) 前掲19 1-1-9
- 22) 前掲19 1-1-11
- 23) 1989年11月国際連合総会第44会期において全会一致で採択された。日本は、5年後の1994年に批准した。先進国としては遅い批准であった。
- 24) 山梨県「ヤングケアラー支援ガイドライン」2021年12月
- 25) 一般財団法人地方自治研究機構・法務執務支援・条例の動き http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm
- 26) 濱島淑恵(2021年)「子ども介護者 ヤングケアラーの現実と社会の壁」(角川新書) p 160
- 27) 前掲26 p p 198-210